

生産情報公表養殖魚の日本農林規格の検討について

検討すべき事項	第 1 回部会における主要意見	生産情報公表養殖魚の J A S 規格の イメージ・補足説明
1. 規格の適用の範囲（定義）	（参考） 生産情報公表 J A S の日本農林規格（牛肉、豚肉、農産物）においては、牛肉、豚肉及び農産物の定義及び適用の範囲を明確に定めていない。農産物の場合、具体的な例としては、生鮮食品品質表示基準の別表に掲げられている野菜、果実、米穀、雑穀、豆類を対象としている。	【規格イメージ】 ○ 生産情報公表養殖魚の生産の方法についての基準及び品質に関する表示の基準の規格に適合する養殖魚をいう。 【説明】 【想定される適用の範囲】 （養殖の定義） 水産物品質表示基準第 2 条に定められている養殖の定義（「幼魚等を重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するまでの間、給餌することにより育成することをいう。」）と同じとする。 （対象魚の範囲） 生鮮食品品質表示基準別表に定める水産物（1）魚類を J A S 規格の対象とする。 （1）魚類 淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類
2. 公表される生産情報	1. 事業者に関する情報 （1）養殖業者の氏名又は名称、住所及び連絡先 ○ 生鮮食品品質表示基準は、原産地として都道府県名を表示するが、生産情報公表 J A S 規格は市町村名まで必要になるのか。	【規格イメージ】 ○ 養殖魚の生産に係る次に掲げる情報をいう。 （1）養殖業者の氏名又は名称、住所及び連絡先（認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 14 条第 2 項又は第 19 条の 3 第 2 項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。）の情報を公表する場合にあっては、当該認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに養殖業者の氏名又は名称及び住所）

検討すべき事項	第1回部会における主要意見	生産情報公表養殖魚のJAS規格の イメージ・補足説明																						
	(参考) 生鮮食品品質表示基準 第4条 (2) 原産地 次に定めるところにより事実即して記載すること。ただし、同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合にあっては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあっては当該生鮮食品それぞれの名称に併記すること。 ウ 水産物 (7) 国産品にあっては生産した水域の名称（以下「水域名」という。）又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、水域名の記載が困難な場合にあっては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができる。 (2) 養殖場の所在地 ○ 陸上養殖と海上養殖では、違いがあるのか。	【説明】 ○ 養殖魚を管理している養殖業者の氏名又は名称、住所及び連絡先を公表することとする。 なお、複数の養殖業者が管理している場合は、代表として認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先の情報を公表するとともに、個々の養殖業者の氏名又は名称、及び住所を公表することとする。この場合、養殖業者の住所は、大字まで公表することとする。 (公表の例①) <table><tr><td>養殖業者の氏名又は名称</td><td>〇〇太郎</td></tr><tr><td>養殖業者の住所</td><td>〇〇県〇〇市〇〇1－1－1</td></tr><tr><td>養殖業者の連絡先</td><td>電話番号</td></tr></table> (公表の例②) <table><tr><td>認定生産行程管理者</td><td>氏名又は名称</td><td>(有) 〇〇会社</td></tr><tr><td></td><td>住所</td><td>△△県△△市△△1－1－1</td></tr><tr><td></td><td>連絡先</td><td>電話番号</td></tr><tr><td rowspan="3">養殖業者の氏名又は名称及び住所</td><td>●●太郎</td><td>〇〇県〇〇市大字〇〇</td></tr><tr><td>△△次郎</td><td>〇〇県〇〇市大字〇〇</td></tr><tr><td>□□三郎</td><td>〇〇県〇〇市大字〇〇</td></tr></table> 【規格イメージ】 (2) 養殖場の所在地 【説明】 ○ 陸上養殖の場合は、養殖場の所在地を公表する。 海上養殖の場合は、養殖場が設置されている海面の背後地の住所近くという意味で「〇〇地先水面」と公表し、公表にあたって記載する住所は、大字まで記載することとする。 (なお、任意情報として養殖場が設置されている湾名を「〇〇地先水面」に加えて「〇〇地先水面（△△湾）」と公表することができるものとする。)	養殖業者の氏名又は名称	〇〇太郎	養殖業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇1－1－1	養殖業者の連絡先	電話番号	認定生産行程管理者	氏名又は名称	(有) 〇〇会社		住所	△△県△△市△△1－1－1		連絡先	電話番号	養殖業者の氏名又は名称及び住所	●●太郎	〇〇県〇〇市大字〇〇	△△次郎	〇〇県〇〇市大字〇〇	□□三郎	〇〇県〇〇市大字〇〇
養殖業者の氏名又は名称	〇〇太郎																							
養殖業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇1－1－1																							
養殖業者の連絡先	電話番号																							
認定生産行程管理者	氏名又は名称	(有) 〇〇会社																						
	住所	△△県△△市△△1－1－1																						
	連絡先	電話番号																						
養殖業者の氏名又は名称及び住所	●●太郎	〇〇県〇〇市大字〇〇																						
	△△次郎	〇〇県〇〇市大字〇〇																						
	□□三郎	〇〇県〇〇市大字〇〇																						

検討すべき事項	第 1 回部会における主要意見	生産情報公表養殖魚の J A S 規格の イメージ・補足説明				
		(公表の例・陸上養殖の場合) <table><tr><td>養殖場の所在地</td><td>〇〇県〇〇市〇町△－△－△</td></tr></table> (公表の例・海上養殖の場合) <table><tr><td>養殖場の所在地</td><td>〇〇県〇〇市大字〇〇地先水面（△ △湾）</td></tr></table>	養殖場の所在地	〇〇県〇〇市〇町△－△－△	養殖場の所在地	〇〇県〇〇市大字〇〇地先水面（△ △湾）
	養殖場の所在地	〇〇県〇〇市〇町△－△－△				
養殖場の所在地	〇〇県〇〇市大字〇〇地先水面（△ △湾）					
2．養殖魚に関する情報						
(3) 養殖を開始した年月日		【規格イメージ】 (3) 養殖を開始した年月日 【説明】 ○ 養殖を開始した年月日は、水産物品質表示基準第 2 条に定められている養殖の定義（「幼魚等を重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するまでの間、給餌することにより育成することをいう。」）と整合性をとり、給餌を開始した年月日とする。				
(4) 養殖魚の水揚げ日		【規格イメージ】 (4) 養殖魚の水揚げ年月日 【説明】 ○ 出荷生簀から水揚げした日を公表する。				
(5) 種苗の種類		【規格イメージ】 (5) 種苗の種類（人工種苗又は天然種苗の別をいう。）				

検討すべき事項	第 1 回部会における主要意見	生産情報公表養殖魚の J A S 規格の イメージ・補足説明
	○ 3 倍体種苗に関する情報はどのようにするのか。 (6) 天然種苗の場合は、その漁獲年月日及び漁獲場所 3. 生産に関する情報 (7) 養殖業者が給餌した飼料の名称 ○ 飼料の名称について、商品名で公表されても、消費者はわからない。 ○ 配合飼料の内容は公表すべき。	【説明】 ○ 3 倍体魚等の利用に当たっては、平成 4 年 7 月に制定した「三倍体魚等の水産生物の利用要領」に基づいて行わなければならないこととなっており、生産する事業者は、事前に生殖能力等の生物的特性を評価し、事前に水産庁長官の確認を受けた魚種に限り生産されることが可能となっているが、現在、地域特産品として観光用に少量養殖されている程度であり、一般に出回ることはないと考えられることから、生産情報の必須項目としないこととする。 【規格イメージ】 (6) 天然種苗の場合は、その漁獲年月日及び漁獲場所 【説明】 ○ 漁獲年月日については、種苗の種類によっては、数日間にわたって、漁獲する実態を踏まえ、幅を持たせた公表も可能とする。 ○ 漁獲場所については、天然種苗を漁獲した水域名を公表することとする。この場合の水域名の公表の方法については、魚種ごとの特性、取引の形態及び消費者への情報提供を踏まえて適切な水域名を実態に即して公表する。例えば広範囲に回遊する魚の場合には、「太平洋」、「インド洋」など、その他の魚の場合には、「〇〇沖」などの公表となる。なお、近海、遠洋等の公表は水域名としては不適切。 【規格イメージ】 (7) 養殖業者が給餌した飼料の名称 【説明】 ○ 給餌した飼料については、生餌を給餌した場合は、その一般的名称を、配合飼料を給餌した場合は、その商品名を公表することとする。

検討すべき事項	第 1 回部会における主要意見	生産情報公表養殖魚の J A S 規格の イメージ・補足説明
	(8) 養殖業者が使用した水産用医薬品の薬効別分類及び名称 (9) 漁網防汚剤の名称	【規格イメージ】 (8) 養殖業者が使用した水産用医薬品（養殖魚の生産に用いた種苗に使用された水産用医薬品を含む。）の薬効別分類及び名称 【説明】 ○ 水産用医薬品の名称については、有効成分名を公表することとする。 ○ 食品衛生法第 11 条第 3 項に基づき食品に残留する農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）で人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして指定された対象外物質（具体的には、ビタミン C（アスコルビン酸）、ビタミン E（トコフェロール）など）については、水産用医薬品の生産情報の必須項目とはしないこととする。 【規格イメージ】 (9) 漁網防汚剤（生簀の網に生物が付着することを防ぐ魚類養殖用の資材をいう。）の名称 【説明】 ○ 漁網防汚剤の名称については、その商品名を公表することとする。
3. 生産情報の公表 単位（識別番号）	○ 出荷形態を公表すべきではないか。 ○ 天然種苗と人工種苗を分けて管理しないと、消費者は、どちらを食べたのかわからないので、天然種苗と人工種苗を分けて管理し、公表することとしてはどうか。	○ 出荷時点で活魚等の情報は生産行程管理者が把握できるが、出荷以後については、どのように管理されているか把握できないため、公表情報とはしないこととする。 【規格イメージ】 ○ 同一の生産情報を有する養殖魚を識別するために必要な番号又は記号で認定生産行程管理者が養殖魚ごとに定めるものをいう。

検討すべき事項	第1回部会における主要意見	生産情報公表養殖魚のJAS規格の イメージ・補足説明
	○ 公表される生産情報が複雑になってしまうとわかりにくいので、種苗段階で分けて管理し、公表してはどうか。 ○ あまり条件を付けても、生産者の負担が大きくなり、利用されない意味がないので、生産者が取り組める内容であるかということについても考慮する必要がある。	【説明】 ○ 単一の生産情報とすることができる単位。 ○ 天然種苗と人工種苗を混ぜて養殖するケースは少ないが、分けて管理することを義務づけると、管理コストが増加し、養殖業者に多大な負担となることから、生産実態を考慮し、天然種苗と人工種苗を分別管理することを必須要件とせず、出荷生け簀単位で管理することとする。
4. 生産情報の記録・保管・公表の基準	○ 生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉及び生産情報公表農産物と同様の考え方。	【規格イメージ】 ○ 生産情報公表養殖魚の生産の方法についての基準は、養殖魚の生産情報を識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していることとする。
5. 品質に関する表示の基準	○ 生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉及び生産情報公表農産物と同様の考え方。	【規格イメージ】 ○ 表示事項 次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(2)に掲げる事項にあっては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 識別番号 (2) 生産情報の公表の方法 ○ 表示の方法 生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項第1号に掲げる事項、識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表養殖魚」と記載すること。

検討すべき事項	第 1 回部会における主要意見	生産情報公表養殖魚の J A S 規格の イメージ・補足説明
		(2) 識別番号 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 ○ 表示禁止事項 表示事項の項に規定する事項及び公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。